

統計調査をとりまく条件の現状・将来見通しから見た

行政情報の統計利用の意義と必要性について

法政大学経済学部教授 森 博美

＜行政情報の統計利用の 2 局面＞
①その調査基盤整備面での今日的意義
②行政情報の調査情報との連携利用面での意義

I. その調査基盤整備面での今日的意義

1. 政府統計の体系化の歩み

母集団概念を媒介する戦後の政府統計の体系化

センサスと標本調査の分業関係(母集団の縮図を与える標本調査が、新たな「速報統計」ニーズに対応)

＜センサスの新たな機能＞

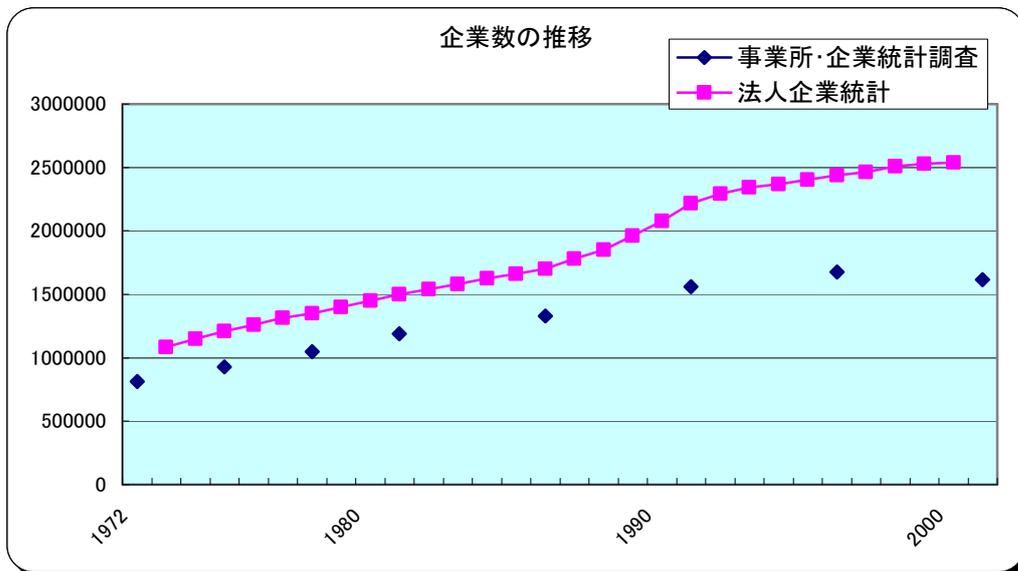
標本調査のための名簿情報、調査区情報を提供(サンプリングフレーム提供機能)

2. 調査環境の悪化とフレームの独自整備の動き

統計調査をとりまく環境(調査環境)の変化 1970 年代以降顕著

センサスについても調査拒否その他の理由での把握度が低下

(資料) 事業所・企業統計と法人企業統計における把握法人数の差の拡大



調査環境悪化の下での統計品質確保の要請への対応として、海外では 90 年代からビジネスフレームの整備に取り組み(例:IDBR ヨーロッパでのモデル)

- ・行政情報(VAT、源泉徴収等の税務情報)を主情報としたフレーム
 - ・(英国) 常時 100 人体制で事業所レベルでのフレームを常に update
- 現在では、殆どの国がビジネスフレームを完備

3. 統計調査に対するフレームの意味

- ①常に最新のフレームに基づく調査の実施が可能に
- ②単なる名簿情報の提供 ⇒ sample selection bias の補正機能
(21 世紀の調査の見通し)

- ・そのためにも調査では可能な限り正確な情報(原情報)の確保が不可欠
- ・それでも調査結果のフレーム情報を用いた補正
- ∴missing records を含め、不完全データからどう正確な統計を作るかが不可欠
- そのためにも、正確な母集団情報の確保が不可欠

行政情報をこのような形で調査基盤整備情報として組み込むこと無しには調査そのものの品質が将来的にも確保しえないという見通しがこのような情報政策の根拠

経済センサスのためのフレーム整備

⇒文字通り「調査の基盤」としての Inter-departmental なフレームそれ自体の整備が急務

4. フレームの整備状況

<海外>

途上国も含めて大半の国がビジネスフレームの整備を完了

EUではビジネスフレームはすでに90年代から稼動しており、目下、次世代型フレームの整備に着手
センサス局では、世帯調査のための省庁間共用フレームとしてMAF/TIGERを整備

オランダでは税務記録からの所得情報を持つSSDが世帯調査フレームとしても使用されており、所得分布を税務情報で補正して使用

<日本>

ビジネスフレームについて、今回ようやく条文が設けられただけ

- ・統計調査の基盤整備面での日本の立ち遅れ
- ・行政(税務)情報を主情報源としたフレームの整備が調査統計の精度確保の為にも不可欠
- ・日本の国勢調査の把握度は諸外国より高いと考えられるが、近年、「分類不能」が急増
- ・レジスターベースの国でも統計調査によって把握せざるを得ない部分は依然として存在

II. 行政情報の調査情報との連携利用面での意義

電算化に伴い、個票イメージで蓄積されている行政情報の拡大

1. 既存の業務統計のより高度な統計活用(例:単純集計から多重集計情報)

個票イメージの保管情報のそれ自体としての統計活用

2. 調査データと行政データの有機的結合(Micro-integration)

統計作成機関側の事情、統計調査環境の将来見通し、情報技術の可能性という条件下で高い品質の情報を多様な統計ニーズに対応するための新たな統計の在り方(21世紀型統計体系の方向)
(1個体=1レコードのイメージ)

実際には、データベース上では共通キー変数(リンク情報)を持つ各種の調査、行政情報を分散ファイル形式で保管し、必要に応じて取り出し、リンクすることで利用

行政情報の特徴

行政情報には多くの動態情報が含まれる(統計調査で把握するのが事実上困難なもの)

↓

静態統計とリンクすることで、追加的な報告負担なしに全く新たなタイプの統計が作成可能に